

議 事 録

第 6 回 定 例 総 会

令和6年1月12日

太田市農業委員会 6 回定例総会議事録

開会日時	令和6年1月12日（金）午後2時
閉会日時	令和6年1月12日（金）午後2時55分
開催場所	太田市役所 新田庁舎 特別会議室（2階）

出席委員	1 長谷川 耕一	2 遠藤 弘一	3 山田 清作	4 長島 佳男
(17 人)	5 太田 安弘	6 塚越 仲夫	7 原田 和男	8 飯塚 茂夫
	10 木村 克巳	11 高木 勝	12 清水 由紀江	13 中村 幸江
	14 内田 達夫	15 小磯 典夫	16 石原 康男	18 永井 幸二
	19 片亀 昌子			
欠席委員	9 齋藤 森雄	17 室田 道博		
(2 人)				

出席職員 高柳局長 金谷次長 小此木次長補佐 西野目係長
(7人) 大澤主任 松井主任 大崎主任

会議に付 した事項	議案第1号	農地法関係許可取消願について	(会長)
	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	(会長)
	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	(会長)
	議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	(会長)
	議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について	(会長)

報告事項	報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
	報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
	報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知書について
	報告第4号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

協議事項 太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第6回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員17名、欠席の委員2名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、13番 中村幸江委員 と 14番 内田達夫委員 のお二人
にお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の松井主任を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 議案書において訂正はございません。

5 議事顚末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は3件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番、藪塚町の土地について、駐車場用地として許可を受けましたが、本人が死亡しており、転用が不要となったため、当該許可を取り消すものです。

2番、藪塚町の土地について、資材置場及び仮設事務所用地として許可を受けましたが、借受人が死亡しており、転用が不要となったため、当該許可を取り消すものです。

3番、大原町の土地について、牛舎、堆肥舎用地として許可を受けましたが、資材高騰により堆肥舎の建設を断念したため、当該許可を取り消すものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から3番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11番委員

転用目的なんですけれども、資料と、番号1番と番号2番が逆になっているんですけれども、これは大丈夫ですか。私にもらった資料と、ここに書いてある目的が反対になっているんですけれども、ちょっと来てもらえる？

手違いで、資料が逆になっていました。すみません。先ほど説明があったとおり、本人が死亡しており、転用が不要となったため、該当地の許可を取り消したい。

番号2番も同じことです。

番号3番については、資材などの高騰により牛舎の建設を諦め、農地に戻したいということなので、審議のほど、よろしくお願いします。以上です。

議長

ただいま、第6地区協議会より番号1番から3番について報告があり

委員 議長	ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。 なし。 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号1番から3番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議長	全員賛成でありますので、番号1番から3番を取消とすることに決定いたします。
議長	続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。 提出件数は5件です。 事務局より、提案をお願いします。
事務局	提出件数5件について、朗読し詳細に説明する。 1番 高林南町の土地 畑 71 m² 外1筆 計241 m²、自宅の隣接地を取得し、果樹を栽培したい。 2番 安養寺町の土地 畑 579 m² 外1筆 計664 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。 3番 新田中江田町の土地 畑 732 m² 外1筆 計1,232 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。 4番 新田市野倉町の土地 畑 1,322 m²、肥育牛の育成のため、申請地を取得し牧草栽培を行いたい。 5番 新田市野倉町の土地 畑 784 m²、肥育牛の育成のため、申請地を取得し牧草栽培を行いたい。 なお、1番から5番につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上、ご提案させていただきます。処分の決定をお願いします。
議長	事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。 それでは、番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
1番委員	番号1番について、地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告いたします。 申請理由は、譲渡人は自宅の隣接地を取得し、果樹を栽培したい。 現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2

項各号には該当しないため、問題ないと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号2番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番委員 当地区協議会で確認調査等に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。

再度の審議、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第4地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号3番から5番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員 番号3番は、●●さんが経営規模を拡大したいというのですが、やはりこれも高齢化現象の典型かなという感じです。それも適当と我々は判断いたしました。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、農

地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。

番号4番、5番の2件ですが、これは地続きの土地で、農地としての売買です。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号3番から5番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号3番から5番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は、3件です。

事務局より提案をお願いします。

事 務 局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番 中根町の土地 472 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 龍舞町の土地 11 m² 外1筆 計24 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。

一般住宅用地として敷地拡張するものです。

3番 新田大根町の土地 803 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」に

については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
露天駐車場用地として転用するものです。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 番号1番について報告します。
チェックリストに基づいて調査及び現地を確認したところ、周辺に何の支障もないことが確認されました。許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、
ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番委員 番号2番を話します。
第2地区において審議した結果、許可相当と意見決定いたしました。
現地を確認したところ、いずれも周辺農地には問題ありませんでした。
これは合併浄化槽から道路のU字溝まで、排水路を掘るために調べた結果、畑が道路に入っていたということで、そのために是正をしたいということでもあります。それで始末書が取っておりまして、問題はないと思います。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号2番について報告がありましたが、
ご意見、ご質問等ございますか。

委 議	員 長	なし。 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。
議	長	続いて、番号3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
10番委員		番号3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	ただいま、第5地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委 議	員 長	なし。 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。
議	長	続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。 提出件数は1件です。 事務局より、提案をお願いします。
事 務 局		提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。 1番、藪塚町の土地について、一般住宅用地として許可を得ましたが、住宅を建築する計画がなくなったところ、造園業のための植木の育成地として利用したいと申出があったため、当該権利を承継するものです。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長	事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。 番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
11 番 委 員	該当地は住宅の間の土地になっております。それで隣接するところに同じく樹木、植木等の育成地が隣接しており、近所にも迷惑かけないようにやっておりますので、変更をお願いしたいと思います。 再度審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
18 番 委 員	これは一般住宅になっていたんですけれども、それを植木用の用地というふうな形で変更しますと、こういう場合は、税金はどういう形になるんですか。宅地並みの税金ということですか。
事 務 局	税務部門の話になりますので、恐らくという話になりますけれども、雑種地課税になるかと思われます。
18 番 委 員	ちょっと勉強不足ですみません。以上です。
議 長	ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、そのほか特段、意見がなければ、採決いたします。 番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議 長	全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。
議 長	続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。 提出件数は26件です。 事務局より、提案をお願いします。
事 務 局	提出件数26件について、朗読し詳細に説明する。 1番 細谷町の土地 507 m ² 、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には東武伊勢崎線細谷駅から 500m以内の農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

2番 細谷町の土地 1,548 m² 外1筆 計 2,739 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

3番 細谷町の土地 433 m² 外3筆 計 1,964 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には東武伊勢崎線細谷駅から300m以内の農地」の理由から第三種農地と判断されます。

太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

4番 細谷町の土地 210 m² 外1筆 計 280 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね 10ha 未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

5番 高林西町の土地 423 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 新道町の土地 432 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 新道町の土地 448 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 新道町の土地 276 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 由良町の土地 174 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

10番 茂木町の土地 361 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 台之郷町の土地 92 m² 外2筆 計 612.28 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

12番 上小林町の土地 321 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 上小林町の土地 327 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 矢場町の土地 306 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 東長岡町の土地 252 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16番 緑町の土地 499 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として

転用するものです。

17 番 緑町の土地 499 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

18 番 緑町の土地 459 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

19 番 東今泉町の土地 396.69 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

20 番 東今泉町の土地 311 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

21 番 吉沢町の土地 581 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

22 番 鶴生田町の土地 512 m² 外 1 筆 計 690 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

23 番 世良田町の土地 385 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

24 番 新田村田町の土地 358 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

25 番 藪塚町の土地 314 m²、農地区分 第二種、植木育成用地として転用するものです。

26 番 藪塚町の土地 1,909 m²、農地区分は、「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号 1 番から 9 番について、第 1 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 番 委 員

番号 1 番から 5 番までをご報告させていただきます。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告いたします。
番号 1 番から 3 番につきましては、転用目的が太陽光発電のパネル設

置用地でございます。申請理由としますと、太陽光発電事業を営んでおり、申請地を取得し、太陽光発電を行いたい。

また、番号4番から5番につきましては、転用目的が一般住宅用地、申請理由としますと、借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を新築したい。

いずれも現地を確認、調査したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しております。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

7 番 委 員

番号6番から9番までの結果報告をしたいと思います。

チェックリストに基づいて調査及び現地を確認した結果を報告します。現地を確認したところ、周辺の農地に何の支障もないことが分かりましたので、許可相当と決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、第1地区協議会より番号1番から9番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号1番から9番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号10番から21番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13 番 委 員

番号10番から14番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認をした結果を報告します。

番号10番は、譲受人は申請地を取得して、一般住宅を建築するものです。

番号11番は、譲受人は矢場工業団地に工場があり、既存の資材置場を従業員の駐車場として、申請地を資材置場とするものです。

番号12番、13番は、いずれも申請地に一般住宅を建築するものです。

番号14番も同じく申請地を取得して、一般住宅を建築するものです。現地確認をしたところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はない

ので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、お願いします。

3 番 委 員

番号 15 番を報告します。
住宅団地の中に残された農地で、周辺農地への影響がないので、許可相当と意見決定しました。
再度の審議をお願いします。

18 番 委 員

番号 16 番から 21 番につきまして報告いたします。
番号 16 番につきましては、一般住宅用地として申請がありました。周囲の状況は、北は北関東道が通っておりまして、東は機械の資材置場となっております。
番号 17 番につきましては、やはり北関東道と、これは連結しているんですけれども、機械の資材置場、一般住宅用地として申請が出ております。
それと番号 18 番につきましては、これも一般住宅用地として一応申請が出ておりまして、周囲の状況は北、●●●の植木場、そして道路、住宅になっております状況です。
番号 19 番につきましては、露天資材置場用地として申請がありまして、農地と住宅が周囲にあり、問題ないということであります。
それと番号 20 番につきましては、周囲は住宅ということで、一般住宅用地と申請が出ております。
番号 21 番につきましては、太陽光施設の設置用地として申請がありまして、周囲は太陽光がありますけれども、一部、東に住宅がありますけれども、一応そういうことで、これについては申請者の確認事項で隣接する住宅の調整が必要だということでもありますけれども、これは調整済みということで確認がしてあります。
いずれにしても、番号 16 番から 21 番、許可基準リストの項目、全て適当と判断しまして、地区協議会におきましては許可相当と決定しましたので、再度審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長
委 員
議 長

ただいま、第 2 地区協議会より番号 10 番から 21 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 10 番から 21 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号 10 番から 21 番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号 22 番について、第 3 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 5 番 委員 番号 22 番について報告いたします。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、譲受人は建築業を営んでおり、業務拡張に伴い、申請地を露天資材置場にしたいというものです。
現地を確認したところ、周辺に農地はなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
- 議長 ただいま、第 3 地区協議会より番号 22 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 22 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号 22 番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号 23 番について、第 4 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 14 番 委員 番号 23 番について説明します。
譲受人は、中古車、バイク等を販売しており、駐車場が手狭なため、隣接した譲渡人の土地 385 m²を必要とし、譲渡人は市内の介護施設に入居しており、自宅も空き家となっており、耕作する人もなく困難なため、譲渡をするということでございます。
周辺への支障もなく、許可相当と判断し、審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長 ただいま、第 4 地区協議会より番号 23 番について報告がありましたが、

委員 議長	ご意見、ご質問等ございますか。 なし。 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号 23 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議長	全員賛成でありますので、番号 23 番を許可とすることに決定いたします。
議長	続いて、番号 24 番について、第 5 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
15 番 委員	水田を分割して、分譲して住宅を建設するというごくありふれた条件でありまして、条件を全て満たしておりましたので、新田地区で許可相当と判断いたしました。 よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長	ただいま、第 5 地区協議会より番号 24 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委員 議長	なし。 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号 24 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議長	全員賛成でありますので、番号 24 番を許可とすることに決定いたします。
議長	続いて、番号 25 番及び 26 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
11 番 委員	番号 25 番は、議案第 4 号 1 番と関連したもので、314 m²の中に中木、低木の木を植えるということです。 番号 26 番は、申請地の南側にある●●●●というところの駐車場用地として提出されております。 問題ないと思いますので、再度の審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、第 6 地区協議会より番号 25 番及び 26 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

18 番 委 員

番号 25 番につきましては、先ほどの 5 ページのところで私はちょっと質問をしたんですけれども、現況は雑種地になっていますよね。現況は雑種地になっているんだけれども、これは今まで住宅用地ですよ。植木の育成用地だから、今度は雑種地になるというふうに私は理解したんです。

それで今度は、25 番のこの申請については売買で、育成用地なんだけれども、現況が雑種地、それなら分かるんですよ。この 5 条の関係はね。ただ、こっちの 4 条の関係については、もともと宅地なのに何で雑種地になっているんですか。だから、宅地から育成用地になった場合は、雑種地と宅地は違いますよね。その辺の区分というのはどういうふうになるの。

事 務 局

こちらの土地については、1 回も家が建っていない状態で、その家に入るところの部分だけが砂利が敷いてあるような状態なんです。なので、最初の段階では、農地転用が出て、畑から宅地に変わるよということで申請が出ているので、税金上は、農地転用の見込みがある土地という形での税金にはなっていたんですけれども、今現況でいいますと、砂利が最初に入っているだけの状態になっていますので、現況として雑種地、だから、今見た感じが雑種地という形なので、ここの記載としては雑種地と記載されています。

だから、ここは税金がどうこうではなくて、現状どうなっているのかということをお話していますので、現状としては雑種地となっているという形です。

18 番 委 員

いろいろですね。私の近隣のところは、住宅が建っていて、畑があったら、もともと法務局のほうでは、航空写真で、宅地の税金を払っていて、変更したんですよ。

だから、雑種地というとな計高くなりますよね。いいんですけれども、これは藪塚ですから、私の地区でやるということであれば、これはその辺のものをちゃんと説明しないと、やっぱり税金が違うからね。いいんですけれども、ちょっと複雑で、私はよく理解できません。

5 番 委 員

今の話でいくと、もともと台帳が畑になっている。住宅がなくて、砂利が入っているから雑種地ではなくて、植えているならこれは、復元してもらえば、農地にも戻せるんじゃないの。これは登記簿上、宅地じゃないでしょう、畑なんでしょう。ということは、現況は要するに砂利が入ってしまっているのだから、雑種にしているのか知らないけれども、これは現況復旧すれば畑に戻れるんじゃないの。だって、基本は農転

は現況復旧が基本なんだから、今現状、農地に砂利が入っていて申請するというのはちょっと違うんじゃないのかなと俺は思うんだけど、今言ったみたいに、家があつてぶっ壊したというなら話は分かるけれども、今の話を聞くと、建物はなくて、それを利用しようとして、要するに現地は砂利が入っているのということでやっているとなると、目的が違うんじゃないの。これを復元してやれば農地に戻れるんじゃないの、植木を植えるのであれば。その辺はちょっと分からないんだけど、俺は現地を見ていないから何とも言えないんだけど、今の話でいくと、そのような雰囲気にとられたんだけど、申し訳ないけれども、説明してくれる。

11 番 委 員

現地を見たところ、農地にしろといっても、家と家との本当に真ん中になるんです。それはちょっと無理かなと。

5 番 委 員

だって、基本的に農地転用というのは農地を転用するわけだから。ということは、違反転用だから、極端なことを言うと、事前着工で違反転用だから、ちょっとそれはまずいんじゃないのかと言っているだけなので、それは事務局サイドでどういう判断をしたのか分からないんだけど、その辺をちょっと教えてください。

事 務 局

5 番委員のおっしゃるとおりだと思いますけれども、通常の申請の場合には農地から転用という形なんですけれども、今回の申請については計画変更という形になりますので、1 度許可を得て、その許可を得た土地について、その計画が実行できないために、ほかの方がその権利を承継するという形になります。

ですので、もう既に許可済み地という形になりますので、農地に復元しなくても、そのまま次の人がその事業を実施するという形になりますので、農地の復元の必要性はないという形になります。もしも許可の取消願という形であれば農地に復元してという形になりますので、その場合には農地に復元していただくという形になります。

5 番 委 員

だから、そういう意味で、もう少し指導してやれば、要するに農地として転用してやれば、雑種地でないと、今、税金の関係で言ったのではないけれども、そういう指導は農業委員会としてはしなかったのか。

事 務 局

今回の許可の内容ですと、前の許可が売買でして、もう既に所有権の移転が済んでいるため、許可の取消ができない状態になっております。

5 番 委 員

分かりました。よく理解はできないけれども。

事 務 局

所有者の方が変わっているというところで、今、農業者ではない方が所有者になっているというところで、その所有者が……。

事 務 局

5 条の売買で許可を受けていますので、今回の契約でいうと●●さん

という方が一般住宅用地として転用するために、売買でこの土地を取得していますので、許可を取り消す場合には、その許可を受ける前の状態に戻さなくてははいけないわけです。そうすると、現地も農地に戻していただく、所有権も前の方に戻していただく。それが今回できないので、取消はできないということです。

ただ、もう許可を受けていますので、その許可を今度、別の方、●●さんがその権利を承継して、別の目的で転用するというような一連の申請になっています。

原則、5番委員がおっしゃるように、必要なくなったのであれば許可を取り消していただく、農地に戻していただくということなんですけれども、それができない場合には、こういった計画変更という手続は認められておりますので、今回はそういった手続になります。

議 長
18 番 委 員

18 番委員もよろしいですね。

理解はできないけれども、時間がかかって申し訳ありませんが、雑種地に植木をやるんだったらば、駐車場のほうがよほどもうかるわ。だから、植木、農地をやって、税金を高く取られて、一般の農地に植木用地をするのならいいよ。でも、雑種地に植木用地をやって、税金を高くやって、果たしていいんだろうか、そういう疑問は出てきますね。いいんですけれどもね。これは内輪の話ですから、もし私の案件であれば、その辺はよく調査して、対応はしてやりたい。いいです。一応そういうわけです。5番委員が言ったとおり、私も同感なんですけれども、事務局が説明したとおり、それは素直に聞きます。以上です。

11 番 委 員
18 番 委 員

売買して、受ける人が結構お金持ちなので、その辺は心配ないです。そういう問題じゃないですよ。農業委員会で、そういうことなんですよ。いいですよ。

議 長
委 員
議 長

あとはご質問等ありますか、補足はありますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 25 番及び 26 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号 25 番及び 26 番を許可とすることに決定いたします。

今、本件について非常に有意義なご意見等、質問がありました。ありがとうございます。

以上で審議は終了いたします。

次に、報告第1号から第4号について、事務局よりお願いいたします。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、13 ページに記載のとおり、5 件提出されております。
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届について、14 ページから 19 ページのとおり、37 件提出されております。
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、20 ページから 22 ページに記載のとおり、10 件提出されております。
報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、23 ページから 26 ページまで記載のとおり、18 件提出されております。
以上、報告させていただきます。

議 長
委 員
議 長

報告第1号から第4号につきまして、ご質問等ございますか。
なし。
ご質問等もないようですので、続きまして、協議事項、太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、決定を求めます。
事務局より提案をお願いします。

事務局

先日、太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)についてという用紙を送付させていただいたんですけれども、今お手元にごございますでしょうか。
それでは、簡単にではございますが、こちらをご説明させていただきます。農業委員会に関する法律第7条第1項に基づきまして、こちらの指針について作成をさせていただいております。
太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定につきましては、改選後に新たに目標を設定しまして、推進方法を示すこととしております。このたび、こちらの新たな指針の案を作成させていただいたので、ご覧いただければと思います。
それでは、まず1 ページ目になります。第1、基本的な考え方でありますけれども、平成 28 年4月1日に農業委員会等に関する法律が改正、施行されまして、農業委員会は農地利用の最適化の推進が最も重要な必須事務として明確に位置づけられたということになります。また、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、地域計画の策定が示されたことによりまして、中間管理事業を活用した利用

調整に取り組むこととなっております。

また、地域計画と並行しまして、地域の強みを生かしながら、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して、農地等の利用の最適化を一体的に推進する指針を示しまして、具体的な目標や活用方法などを定めたものとなっております。最適化活動については、遊休農地の発生防止、解消、担い手への農地集積、集約化、新規参入の促進の3点が重点事項となっております。後に、地域計画の目標に達成するための役割が明記されているという状況になります。

なお、最適化活動を行った場合につきましては、必ず農業委員会活動記録簿への記入を行っていただきたいということになります。

それでは、具体的な目標及び活動方法につきまして、2ページ目をご覧ください。まず、遊休農地の発生防止・解消についてとなります。(1) 遊休農地の解消目標については以下のとおりとなっております、この目標設定の考え方については、(2)に示したとおりになります。遊休農地の解消を常に日頃から行っていただいておりますけれども、農業者の高齢化や担い手の減少などによりまして遊休農地が増加傾向にあるため、前回に引き続きまして、8haの解消を目標としております。管内農地面積については、過去の平均で約90ha減少しておりますことから、毎年、90haの減少を見込んでおります。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の推進方法になります。現在、行われています農地パトロールの実施、利用意向調査などを行うことを明記させていただいております。また、今年度は地域計画の業務量がちょっと増加していたため、未実施であります農地貸し借り相談会については来年度の実施を予定しております。時期については、繁忙期を避けまして実施をする予定としております。

次に、3ページ、担い手への農地の集積・集約化についてになります。

(1)は集積目標となっております、(2)では、先ほど同様に目標設定の考え方が明記されているという形になります。農地集積後の規模の減少や高齢化による離農などの影響によりまして、昨年度より集積率が減少傾向となっておりますが、太田市基本構想では、令和12年度末に集積率85%を目標としているため、それに準じた目標設定となっております。また、管内農地面積の考え方については、先ほどと同様の考え方になっており、毎年90haの減少を見込んでいるという状況です。(3)の推進方法では、マッチングの推進、地域計画の協議の場への参加などが記載されております。特にマッチングの推進では、戸別訪問や農業関係者などとの情報交換、また、あっせん申出書などの貸借意向

情報に基づいたマッチングの推進をお願いします。

次に、4ページになります。新規参入の推進についてです。(1)新規参入の促進目標となっております。(2)で目標設定の考え方が記載されております。過去の平均実績では、3経営体でありましたけれども、前年度は4経営体であったため、各年度4経営体の参入を目標として設定させていただきました。

(3)新規参入の促進に向けた取り組みでは、関係機関の情報収集ですとか新規就農希望者への支援、企業参入などを明記しております。

最後に、5ページになります。「地域計画」の目標を達成するための役割では、日頃の調査結果を地域計画の素案に反映させ、協議の場への参加をお願いするものです。また、地域計画の策定後には見直しも行われることから、市からの要望に応じまして助言を行うことですか、農地のマッチングが成立した場合については、中間管理機構の利用を促すこととしております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わりにします。皆様のご協議をお願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より提案がありました太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、ご意見、ご質問等ございますか。

6 番 委 員

4ページの新規参入の促進に向けた取り組みの③で企業参入の推進とあるんですけども、具体的にはどのような形で推進をさせていくのか。私は、個人的にはやっぱり企業ではなくて農家の人がやったほうがいいと思います。要は新規の参入者が少ないところにおいてはしょうがない部分もあるんでしょうけれども、そこら辺の考え方をお聞きできればと。

事 務 局

今、6番委員がおっしゃったとおり、やはり個人の農業者にやっていただくのが一番いいというお話ですけども、確かにそうだと思います。

先ほど6番委員が申したように、やはり成り手の農業をする方が少ない地域というのは実際出てきているわけですので、そういったところに今実際に法人の農家さんなりというのも入ってきているという状況の中で、やはり担い手がいらないところについては、そういった企業の方にやっていただくというのも一つの方法だと思いますので、それに基づいた新規企業の参入という考え方でよろしいかと思いますので、

議長 よろしくお願いいたします。

新聞等を見ていると、法人に就職をして農業をする方と、個別に個人の農業の跡継ぎとか単独でやっている人の数の割合を見ると、法人にぶら下がつて就農する方のほうが実は人数はこれまでは多いんですね。ただ、やはり基本は、6番委員が言われるように、個人をどんどん増やしていったほうがいいのかと思います。一応ご参考までに。それ以外にございますか。

18番委員 今も6番委員から出ましたけれども、(3)の新規参入の促進に向けた取り組み、①から③まで出ておりますけれども、これは包括すると、ここに関係機関の連携と出ておりますね。本来ならば、これは群馬県担い手育成総合支援協議会、県でもそういう育成協議会というものができているわけですね。ここにも書いておりますね。ぐんまいいききファーマーの中に主催というので、これは大きな群馬県であって、地区は地区で担い手支援協議会というのでできているわけですよ。それは当然、県が入って、東部農業事務所が入っていて、太田市が入っていて、農業委員会も入っている、地元の農協、そういう人たちも入っているわけですよ。だから、やっぱりそれを土台にして情報収集、集めるとか、そういうのをちゃんと出さなければ何のためにつくったんですか、そういう流れが、これはおかしいですよ。

事務局 確かにこちらの担い手育成推進協議会等々あります。なので、市のほうなりにちょっと協議をさせていただいて、そういった方の市の相談についても実際ありますので、そういった情報についても委員の皆さんに提供してもいいですよというお話はいただいておりますので、そういった相談があれば提供はさせていただきますし、あとは普段の活動で戸別訪問等々したときに、皆さんの地域の情報として、皆さんに聞いた話について、そういったところでの対応というのもお願いできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

5番委員 農業委員と農地利用最適化推進委員が出ているのはいいんですけども、これは基本、農業政策課のほうでやる事業じゃないの。それに対して、農業委員会は協力するという形ではないんですか。農業委員会でこれをやるの？ それで逆に農業政策課のほうに依頼するの？

事務局 基本これは逆なような気がする。あくまでも農業委員会はこの政策に関して、市の農政の行政に対しての支援をするという形の解釈でいいんですか、どうなの？

事務局 5番委員のおっしゃることも分かるんですけども、実際のところ、農業委員会に関する法律の第7条第1項ということで、農業委員会が

提言するということで、こういうものの提言、市長部局、農政部とかに言いまして、それを実現化していただくための指針という形になりますので、予算要求とかその辺は、5番委員が今おっしゃったとおり、農政部局に取っていただくとか、場合によっては県に取ってやっていただくという形になるんです。ですから、その辺は農業委員会としては発信力をもって発信するというふうに解釈していただきたいと思うんですけれども。

5 番 委 員

それはいいんですけども、今言ったように、だから、農業委員会独自でやるのか、農業政策課と共有して、我々はあくまでもこのことに関しては農政のほうでやるのが基本だと思っていたので、今までもそうなんだけれども、それに対して農業委員会は協力をする。この文章でいくと、農業委員会は農業委員会で別枠でやるみたいな形になっているから。だから、やはりその辺をちゃんとしてもらわないと、要するに一番上に立つというのではないけれども、発端の元がどこなのか分からないと、我々農業委員も大変になるので、やはりお互いに協力し合ってやるのであるとすれば、農政のほうと検討してもらって、この内容に関しては、言いたくないんですけども、不明な点など、やばい点がいっぱいあるので、これはやはり協議した中でやってもらわないとどうなのかなと思うので、申し訳ないんですけども、質疑させてもらったので。

事 務 局

もう1度、私からご説明させていただきます。

当然、ここに提言した以上は、農業委員さんにも、最適化推進委員さんにも努力していただかなくてはならないものも、当然あります。ただ、予算が絡むものとか、そういったものに関しては太田市のほうで取り組んでいただく、また、県のほうで取り組んでいただくというような制度でございます。ですから、丸々ないということではなくて、こちらとしては当然、指針として出すわけですから、農業委員さん、農業委員会、最適化推進委員さん、そして農業委員会事務局も一体となって推進していくという形ですので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

5 番 委 員

あまりいろいろなものをやっていると負担がかかるので、その辺もちょっと検討してもらわないと。やることに関しては、申し訳ないけれども、協力はするけれども、うまくやってください。お願いします。

議 長

それでは、ご意見、ご質問等はもうないので、採決いたします。

事務局の提案のとおり、太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局提案のとおり決定いたします。

議 長 以上で第6回定例総会を終了いたします。

閉 会 令和6年1月12日（金） 午後2時55分